

事務連絡
令和5年7月14日

エコドライブ講習認定団体(乗用車)担当者 殿

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
交通環境対策部長

令和6年度以降の乗用車のエコドライブ講習の認定事業について

当財団では、平成20年度より乗用車のエコドライブ講習を認定し、受講者に修了証を発行してきました。令和2年度から令和4年度までの3年間、新型コロナウイルス感染症の影響などにより当財団が認定する乗用車のエコドライブ講習の受講者は各年度100名未満の状況でした。令和5年度以降、大幅な受講者数の回復は見込まれないことから、令和6年度より当該認定事業を登録事業へ変更しますので、下記の通りご連絡します。

なお、トラックのエコドライブ講習の認定事業については、令和6年度以降も変更ございませんので、合わせてご連絡申し上げます。

記

1. 令和5年6月16日時点で当該事業に認定されている150団体については、令和6年4月1日以降、引き続き乗用車のエコドライブ講習事業の団体として登録され、現在当財団から受けている支援を引き続き受けることが可能です。
当該事業の認定団体の新規登録は令和5年12月31日をもって申請の受付を終了します。また、認定団体の継続手続きは本事務連絡発出時点で終了し、登録事業が始まる令和6年4月1日までに認定期間が終了する団体においては、本事務連絡をもって継続手続きなしで令和6年3月31日まで認定が継続されます。
なお、令和6年度より当該事業に登録されることを希望しない団体については、令和6年3月31日までに認定取消申請書を提出いただきますようお願いいたします。
2. 令和6年度以降の登録事業では、新規登録や登録継続の手続きはありません。
登録団体は、当財団より引き続き現在と同等の支援を受けることができます。
エコモ財団発行の修了証の提供
燃費解析ソフトの提供
エコドライブ10のすすめチラシ、リーフレット、ポスターの提供
エコドライブテキスト、ステッカーの購入

以上